

**Q4: 平成18年4月1日から平成19年3月31日の間は、62歳までの高年齢者雇用確保措置を講じることが義務化されていますが、この間に定年(※)となる従業員の雇用終了年齢は62歳との認識でよいでしょうか。**

**(※) 定年年齢の誕生日を定年退職日とする企業の場合。このQにおける定年については同様とする。**

A: 平成18年度においては、企業の定年年齢により、次のとおりとなります。

60歳・61歳定年企業	…高年齢者雇用確保措置により平成18年度は雇用継続、63歳到達後に雇用終了
	※60歳定年企業は平成21年度、61歳定年企業は平成20年度にそれぞれ当該従業員が63歳に到達
62歳定年企業	…平成18年度に62歳で雇用終了
63歳以上定年企業	…平成18年度に当該定年年齢で雇用終了

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の62歳という高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありません。したがって、継続雇用制度等の対象となった者は、当該制度の義務化年齢に当該対象者の年齢が到達した際に雇用終了となりますので、例えば、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に60歳定年となる者についても、当該対象者が62歳に到達する平成20年度には、継続雇用制度等の義務化年齢が63歳となっているため、結果的に63歳までの雇用の確保が必要となります。

(参考) 高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、以下のとおり、年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月1日までに段階的に引き上げていくこととしています。(右のイメージ図をご参照ください。)

平成18年4月1日～平成19年3月31日	: 62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日	: 63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日	: 64歳
平成25年4月1日以降	: 65歳

(例) 60歳定年の企業における継続雇用制度等の雇用終了年齢

高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢の段階的引上げにより、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢は、以下のとおりとなります。

平成18年4月1日～平成19年3月31日60歳定年到達者	: 63歳
平成19年4月1日～平成21年3月31日60歳定年到達者	: 64歳
平成21年4月1日以降60歳定年到達者	: 65歳